

# 総点検に当たって整理すべき事項

(経済産業省)

## 1. 監督権限に基づき実施している具体的取組

### (1) 既存の公益法人に対する指導監督

#### 立入検査

- ・「経済産業大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」(省令)及び「経済産業大臣の所管に属する公益法人の業務等の監査に関する規程」(大臣訓令)に基づき、公益法人に対して、定時監査(3年に1回)、臨時監査及び共同監査等を実施している。
- ・検査のチェックポイントとして、監査の着眼点、監査対象書類、留意事項等をまとめた「立入検査マニュアル」を作成し、監査に当たっている。
- ・また、監査後に標準フォーマットに基づく「公益法人監査報告書」を作成し、次回監査へのフォローとしている。

#### 公益法人研修の実施

- ・平成10年度以降、経済産業省職員への研修を毎年1回実施し(平成9年度以前は隔年で実施)、公益法人の指導・監督業務が適正に行われるよう担当職員に対して必要な専門的知見を習得させるための研修を開催している。(経済産業省東村山研修所にて5日間研修)
- なお、本年は、上記の研修に加え、特別研修を開催する予定。(本省内にて3日間)

#### 指導監督基準の徹底指導

- ・従来より、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年閣議決定。以下「閣議決定基準」という。)に基づき、毎年度、公益法人への改善指導を実施している。

#### 【平成11年度的具体例】

- ・当省出身の理事が総理事数の1/3を越える法人に対して改善指導
- ・閣議決定基準で許されない株式を保有する法人に対して改善指導

#### 【平成12年度的具体例】

- ・モデルとなる定款、寄付行為を定めて、公益法人に対して改善指導を実施。  
平成12年度の実績として、126法人について定款・寄付行為を変更。主な変更点として、情報公開規定の追加、評議員制度の創設、理事数の下限の設定等
- ・理事会等の意思決定過程が不適切な法人に対して改善命令
- ・国庫補助金の管理が不適切な法人に対して改善指導

#### 公益法人の整理・統合

- ・社会経済情勢等の変化に伴い、目的を達成したものや事業の統合化が望ましい法人について解散又は統合を推奨している。

【12年度実績】 解散 6件、 統合化件数 3件

外部監査の導入

- ・一定規模以上の公益法人について外部監査の導入を要請する予定。

【参考】要請予定の法人数 約200。

今後の指導監督上の体制

- ・各部局に公益法人担当責任者を経済産業大臣名で発令（3月26日付け）。
- ・公益法人に対する適正な指導監督を強力に推進していくため、公益法人の指導監督に関する事務の連絡調整を行う「公益法人の指導監督に関する連絡会議」を設置し、第1回連絡会議を3月27日に開催。総点検結果の最終確認等を行った。

(2)公益法人の新設に当たっての厳格な審査

公益法人の新設にあたっては、閣議決定基準に加えて以下の独自基準を導入。

- ・民法34条にある「其他公益」の趣旨を十分に踏まえ、積極的に不特定多数の者の利益の実現を図るものであること
- ・法人の目的及び事業において、設立しようとする法人と類似する既存の法人がないこと
- ・平年度における予算額は5000万円以上であり、かつ、将来において事業活動が停滞するおそれがないこと等。

2. 点検を実施するに当たって判断のもととする具体的基準

対象  
889法人

民業圧迫・ユーザー利益の阻害

- ・公益法人の行う事業が営利企業の事業として成立するものであり、営利企業による同種の事業が著しく普及しているという状況にないか。
- ・収益事業の支出規模が可能な限り総支出額の1/2以下にとどめているか。
- ・過剰な資産を有していないか（例えば、事業に直接用いないゴルフ会員権、福利厚生施設等の資産）。
- ・行政監察、マスコミ等により公益法人の料金が高いと指摘された事項等については、料金引き下げの可能性につき入念にチェックを行うこと。
- ・公益法人による事業の独占の弊害について指摘がなされていないか。

4  
× 0

目的と活動との整合・適切な情報公開

- ・目的に照らし適切な内容の事業であること。
- ・事業内容が、定款又は寄付行為上具体的に明確にされていること。
- ・実施している事業が、定款・寄付行為の目的、事業のどの部分で読めるのかチェックの上、読めない事業があれば、その点を明らかにすること。
- ・過去に外部から寄せられた投書、新聞記事等による批判の有無を調べ、ある

(目的)  
5  
× 7

<p>場合には実態を詳細に調査すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理費の総支出に占める割合が可能な限り 1 / 2 以下となっていること。</li> <li>・業務及び財務等に関する資料を一般の閲覧に供していること。</li> </ul>	<p>( 公開 )</p> <p>1</p> <p>× 3</p>
<p>高額な役員報酬・退職金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員報酬については、会員企業、関連業種の企業、類似の事業を行う民間企業等における水準を参照しつつ、当該役員の職責、法人の事業規模、事業内容、職員数、当該役員の職務上必要とされる資格等を勘案して適正な報酬額を判断すること。</li> </ul>	<p>0</p> <p>× 0</p>
<p>委託先・発注先選定の公正性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先や発注先が、合理的な理由がある場合を除き、複数年度連続して同一の者で行われていないこと。</li> <li>・公益法人の役員が委託先や発注先となる企業の役員を兼務していないこと、公益法人の役員の親族が経営している企業に委託や発注をしていないこと、公益法人が委託先や発注先の企業の株式を保有していないこと（合理的な理由がある場合を除く）</li> </ul>	<p>6</p> <p>× 1</p>